

別府市監査委員告示第4号

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象 市民福祉部
市民課、共生社会実現・部落差別解消推進課、生活環境課

令和6年10月29日

別府市監査委員 大 呂 紗智子

同 小 野 正 明

同 藤 野 博

監 査 報 告 書

監査委員は、別府市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠し、本監査を実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

2 監査の対象

市民福祉部各課（市民課、共生社会実現・部落差別解消推進課、生活環境課）の原則として令和5年度の事務事業を対象としたが、必要に応じ過年度も対象とした。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、事務及び事業が法令に基づいて適正に、かつ、次に掲げる事項に沿って行われているかに留意するものとした。

- (1) 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。
- (2) 常に組織及び運営の合理化に努める。

なお、財務事務執行については、内部チェック機能の整備運用状況及び過去の監査において指摘が多くリスクが高い「現金取扱事務」、「契約事務」及び「財産管理事務」等に重点を置くものとした。

4 監査の主な実施内容

監査に当たり、市民福祉部長以下幹部職員に、事務概要、執行状況等の説明を求め、次の内容で実施した。

- (1) 市民福祉部の担当事務、職員の状況、当該年度の重点事業等の資料を基に、上記3の観点から監査重点項目を次のとおり決定した。

重点 監 査 項 目		
共 通 項 目	現金取扱事務	現金の出納及び保管について
	支出事務	旅費及び費用弁償について
	契約事務	委託契約について
	財産管理事務	切手その他金券類の管理について

個別項目	市民課	手数料等の収納について
	共生社会実現・部落差別解消推進課	男女共同参画センターの使用料等について
		別府市人権啓発センターの使用料等について
	生活環境課	配置車の運行管理及び安全対策について
		別府市春木川ふれあい交流センターの使用料等について
		補助金・助成金について

(2) 監査委員及び事務局職員により、重点監査項目に関する財務証票その他関係書類等の確認を行うとともに、事務執行過程における状況について、市民福祉部各課担当者へのヒアリングを実施した。

また、証拠として関係書類を複写保存し、精査を行った。

(3) 監査委員全員により、項目ごとに、監査途中における問題点やリスクの評価等について意見交換を行うとともに、重要な点において、別府市監査基準第15条に定める事項が認められるか協議した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員室、監査事務局事務室、各課事務室等

(2) 実施日程 令和6年8月26日から令和6年10月29日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、重要な点において上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、おおむね適正に処理されていたが、次のとおり一部に是正又は改善等を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

(1) 共通項目

委託契約について

(市民課)

証明書コンビニ交付サービス提供業務について

1件500万円を超える委託料の執行何に必要な財政担当部長の合議がなされていなかった。別府市予算事務規則第25条第1号の規定に基づき適正に事務処理されたい。

また、契約書と契約の申込みとして提出される見積書に記載された業務名が異なっていた。契約書及び見積書の内容を精査し、適正な事務処理に努められたい。

戸籍証明書コンビニ交付連携サービス提供保守業務について

契約の申込みとして提出される見積書に業務名が記載されていなかった。契約書及び見積書の内容を精査し、適正な事務処理に努められたい。

(生活環境課)

令和5年度市営墓地清掃等委託業務について

委託契約の仕様書に定められた業務報告書は、地方自治法第234条の2に規定する契約の適正な履行を確保する根拠となるものであるが、提出された業務報告書では、履行確認が十分にできなかった。受注者に適正な業務報告書の提出を求め、履行確認を徹底されたい。

(2) 個別項目

男女共同参画センター使用料の減免決定通知について

(共生社会実現・部落差別解消推進課)

使用料の減額又は免除をするときは、申請者から別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定に基づき減免申請書の提出を受け、その適否を決定し、減免決定通知書により申請者に通知するとされているが、通知していなかった。関係法令等に基づき適正に事務処理されたい。

最後に、監査の結果に基づき措置を講じる際には、リスク管理に注意し実効性のあるものとなるよう考慮されたい。